

委員会及び部会における主な意見

< 第1回委員会（平成30年7月24日） >

【 森林経営管理制度について 】

○ 主な意見

- ・ 現段階では林業経営に適さなくても、路網整備の進展等により将来的に林業経営者に
つなげる森林もあるのではないか。

※ 林業経営に適する(適さない)の線引き、森林環境譲与税の使途の視点。

- ・ 民間事業者や市町村職員の人材育成が優先課題である。

【 検討の進め方等について 】

○ 主な意見

- ・ 国税の対象範囲は市町村の判断次第で幅広くなり、当委員会で整理した4区分と重複
する可能性が高い。この場合、仮に本県独自の財源が必要との結論に至るとすれば、国
税分では事業規模に対し財源が不足するとのアプローチによるものとなるのではないか。
- ・ 今後、独自税をやめる府県も出てくるかもしれないので、情報収集も重要と考える。
- ・ 部会の検討段階から民間事業者の意見を聞く必要があると思う。
- ・ 林業経営以外にも視点を広げることで、森林のエリアが少ない都市部(平野部)の県民
の理解も得られるのではないか。

○ 合意事項

- ・ 検討の進め方及び今後のスケジュールについては、部会設置や委員選任も含め事務局案で異論なし。

< 第1回部会（平成30年8月7日） >

【 視点・論点について 】

○ 主な意見

- ・ 魚沼地域は経済的に合わない森林が多く、ほとんどが国税の対象となり得る。
- ・ 事業体のレベルが低い地域では、経済ベースでの管理が困難であり、国税の対象が広がる。
- ・ 私有人工林を中心として国税の対象範囲と重複する可能性が高い。
- ・ 一定のまとまりの中に人・天・公・私が混在する集落管理の森林の検討が重要。
- ・ 集落管理の森林の状況が分かるような現地視察を検討願いたい。

< 第2回部会（現地視察）（平成30年9月18日） >

【 視察地における森林の現状 】

- ・ 事業体が考える経営に適さない森林の主な条件は、急峻、地盤が悪い、基幹路網未整備。
- ・ 自ら経営管理を行う生産森林組合はごく一部で、施業の多くは森林組合等へ委託。ただし、所有林の大半を占める天然林(旧薪炭林)は40～50年ほとんど整備実績なし。
- ・ 生産森林組合の多くの経営は、納税額に見合う収入が見込めないほど厳しく、所有者不明等もあり認可地縁団体への移行も進まない状況。
- ・ 一般的な里山(ナラ林)をより機能が高い林に誘導するには、間伐により株立ちした過密状態からの本数調整が必要。
- ・ ブナ林等を将来的に機能の高い森林に速やかに遷移させるには、強度な伐採によりギャップを作り、モザイク状の多様な森林に誘導することが必要。

< 第3回部会（平成30年11月30日） >

【対象範囲・基準について】

○ 主な意見

- ・ 国の基準例をそのまま適用するのではなく、県独自の基準が必要。
- ・ 過密林であっても間伐効果が期待できないボイ山などは対象から外すべき。
- ・ 小規模・分散した所有形態や担い手不足などの社会的条件が重要な視点であり、私有林人工林と同様の対象範囲に限定できないのではないか。

○ 合意事項

- ・ 国の考え方やこれまでの検討経緯等を踏まえ、国森林環境譲与税の使途の対象が森林経営管理法における市町村森林経営管理事業であることを前提とする。
- ・ 「条件不利地」と「条件が不利な経済林」を合わせてひとつの区分とする。
- ・ 「広葉樹（里山、ブナ林等）」及び「集落管理の森林」について、国税の財源は措置されないものとして扱う。
- ・ 「公有林・分収林」について、経済ベースに乗らない森林は適切に管理する必要があるが、その財源については慎重に検討すべき。

< 第4回部会（平成31年2月14日） >

【対象範囲・基準について】

○ 主な意見

- ・ 実施段階での様々な状況に対応するための基準を別途整理すべき。
- ・ 必要な施業等(単価)については慎重に検討すべき。
- ・ 魚沼市行造林に収益が見込める森林はほとんどなく、財政負担が大きいため適切な管理が困難。
- ・ 条件不利地であれば、民間と公有で基準を変える必要はないと思う。

○ 合意事項

- ・ 区分ア、イ、ウ、エについて公的関与の対象とすべき。
 - ※ アの名称(「民間」の文言)について再考すべき。
- ・ 区分ア、イ、ウの基準については、これまでの検討どおりで異論なし。
 - ※人工林の基準として、「積雪深」も加えるべきか確認する必要がある
(部会終了後、基準「林地生産力」の因子に含まれることを委員と確認)
 - ※天然林について、基準「Ry0.8以上」だけでなく他の基準も検討すべき
- ・ 区分エについては、アと同様の基準とすることで異論なし。